

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗船者負傷
発生日時	平成31年2月28日 06時40分ごろ
発生場所	広島県広島港 広島港草津一文字防波堤南灯台から真方位211° 2.5海里付近 (概位 北緯34° 19.5′ 東経132° 22.4′)
事故の概要	交通船第2ひろつうは、水先人を錨泊中の貨物船に移乗させる際、同人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成31年4月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船 第2ひろつう、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	270-27422 広島、広島通船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	軽傷 1人（水先人）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 4、視界 良好、気温 約6.5℃ 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の初期、水温 約11℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、水先人1人を乗せ、船長が、水先人を錨泊中の貨物船（以下「A船」という。）に乗船させるため、A船の左舷中央部に船首部を押し着けていたところ、左舷方から風を受けた船首部が右方に振れて動揺し、船首部に立っていた水先人が落水した。 水先人は、A船の乗組員に救助された後、救急車で病院に搬送され、低体温症と診断された。 水先人は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、水先人を錨泊中のA船に移乗させる際、A船の船体に船首部が十分に圧着されておらず、左舷方から風を受けた船首部が右方に振れて動揺したことから、船首部に立っていた水先人が落水して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、水先人を錨泊中のA船に移乗させる際、A船の船体に船首部が十分に圧着されておらず、左舷方から風を受けた船首部が右方に振れて動揺したため、船首部に立っていた水先人が落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、水先人の移乗が確実に終了するまで、移乗船の船体に船

	首部を十分に圧着させること。
--	----------------